



令和5年度 子育て世帯加算給付金 (5万円/18歳以下の児童1人につき)のご案内

- この給付金は、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯につき3万円+7万円）」または「魚津市低所得者支援給付金（1世帯につき10万円）」の対象世帯において同一世帯内で扶養されている18歳以下の児童がいる場合、児童1人につき5万円を上乗せして支給するものです。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

5万円/児童1人につき

給付金の支給時期

市が確認書または申請書を受理した日から3～4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

- 令和5年12月1日において魚津市の住民基本台帳に記録されていること
- 令和5年度の住民税が「**所得割・均等割非課税**」または「**均等割のみ課税**」されている世帯であること

加算対象となる児童

- 給付対象世帯の世帯員で、同一世帯内で扶養されている18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）

注意! 世帯に住民税課税者から扶養されている方がいる場合、他市町村で既に本給付金の給付を受けた世帯の世帯員がいる場合は

支給対象となりません。

受給には手続きが必要です

3月中旬以降 順次確認書が届きます

申請期限：令和6年6月28日（金）当日消印有効

詳しくは裏面へ



給付金の支給手続き

住民税所得割・均等割非課税世帯、住民税均等割のみ課税されている世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で魚津市の住民基本台帳に登録されており、

- 住民税所得割・均等割非課税の世帯または住民税均等割のみ課税されている世帯で18歳以下の児童を扶養されている世帯

世帯主様あてに、給付内容や確認事項が書かれた「**確認書**」が届きます。

確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、**返信してください。**

- 世帯の中に未申告の方や令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合で、課税状況を確認できない世帯

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、魚津市役所1階社会福祉課⑦窓口へご提出ください。

（郵送の場合、令和6年6月28日当日消印有効）



添付書類

- ・免許証、マイナンバーカード等（世帯主・代理人）の本人確認書類のコピー
- ・世帯主本人の通帳、キャッシュカード等の振込口座が確認できる書類のコピー

注意

例外として基準日（令和5年12月1日）の翌日以降に生まれたお子さまも対象となります。その場合も、申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、魚津市役所1階社会福祉課⑦窓口へご提出ください。

！ 虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

低所得世帯等に対する臨時特例給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



お問い合わせ先

魚津市社会福祉課 ⑦窓口 保護係

魚津市釈迦堂1丁目10番1号

受付時間 平日9:00～17:00

TEL 0765-22-3273(給付金窓口)

0765-23-1077(社会福祉課保護係)

0765-23-1006(こども課子育て支援係)